

令和7年定例会
予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会
提出資料

○ 議案補充説明

- I 令和7年度当初予算について…………… 1
- ・ 議案第26号「令和7年度三重県水道事業会計予算」
 - ・ 議案第27号「令和7年度三重県工業用水道事業会計予算」
- II 令和6年度2月補正予算（その2）について…………… 8
- ・ 議案第10号「令和6年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）」
 - ・ 議案第11号「令和6年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）」
- III 令和6年度最終補正予算について…………… 9
- ・ 議案第86号「令和6年度三重県水道事業会計補正予算（第4号）」
 - ・ 議案第87号「令和6年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）」
- IV 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の
一部を改正する条例案について……………13
- ・ 議案第59号「企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の
一部を改正する条例案」

令和7年3月10日

企 業 庁

I 令和7年度当初予算について

1 予算調製にあたっての基本的な考え方

企業庁では、県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない水道用水及び工業用水を供給することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献するため、効率的かつ効果的な企業経営をめざして経営改革を推進し、経営基盤の強化に取り組むとともに、三重県企業庁経営計画に基づき、事業運営を行っています。

令和7年度当初予算については、経営計画の取組を的確に進めていくことを基本におき、物価高騰や施設の更新需要の増大等、引き続き経営環境が厳しい中においても、将来、発生が予想される南海トラフ地震等の大規模地震に備え、より一層耐震化を進めるとともに、老朽化対策など施設の改良や更新を着実に進めます。

2 令和7年度当初予算事業別総括表

【水道事業会計】

(単位: 千円)

	項目	令和6年度 (a)	令和7年度 (b)	増減 (b)-(a)	前年度比 (b)/(a)
収益的 収支	収益的収入 (A)	9,908,648	9,821,381	△87,267	99.1%
	収益的支出 (B)	9,893,116	10,316,319	423,203	104.3%
	収益的収支差 (A)-(B)	15,532	△494,938	△510,470	—
	純損益 (税抜き)	△319,338	△815,733	△496,395	255.4%
資本的 収支	資本的収入 (C)	2,928,770	3,265,020	336,250	111.5%
	資本的支出 (D)	9,183,786	10,366,066	1,182,280	112.9%
	資本的収支差 (C)-(D)	△6,255,016	△7,101,046	△846,030	113.5%

※令和7年度の資本的収支の上段括弧書きは令和6年度2月補正予算含みの予算額です。

【工業用水道事業会計】

(単位: 千円)

	項目	令和6年度 (a)	令和7年度 (b)	増減 (b)-(a)	前年度比 (b)/(a)
収 益 的 収 支	収益の収入 (A)	6,341,854	6,139,955	△201,899	96.8%
	収益的支出 (B)	6,561,919	6,652,494	90,575	101.4%
	収益的収支差 (A)-(B)	△220,065	△512,539	△292,474	232.9%
	純損益 (税抜き)	△421,535	△700,868	△279,333	166.3%
資 本 的 収 支	資本的収入 (C)	2,412,422	2,770,476	358,054	114.8%
	資本的支出 (D)	6,052,744	7,816,192	1,763,448	129.1%
	資本的収支差 (C)-(D)	△3,640,322	△5,045,716	△1,405,394	138.6%

3 債務負担行為

【水道事業会計】

(単位: 千円)

事 項	期 間	限度額
電気設備工事等に係る契約	R7～R9	2,339,683
送水管布設替工事等に係る契約	R7～R8	1,106,160
電気需給に係る契約	R7～R8	403,486
浸水土砂災害対策工事等に係る契約	R7～R8	187,000
調整池敷地造成工事等に係る契約	R8	146,740
浄水場等設備点検工事に係る契約	R8	47,300
企業庁ファイルサーバシステムに係る契約	R8～R12	9,720
行政事務用機器賃貸借に係る契約	R8～R12	1,431
ストレスチェック業務委託に係る契約	R8～R9	290

【工業用水道事業会計】

(単位: 千円)

事 項	期 間	限度額
設備取替工事等に係る契約	R7～R10	1,960,750
制水弁取替工事に係る契約	R7～R9	1,546,578
配水管布設工事等に係る契約	R7～R9	924,155
電気需給に係る契約	R7～R8	233,686
水管橋架設工事に係る契約	R8	101,200
電気設備改良工事に係る契約	R7～R8	40,700
企業庁ファイルサーバシステムに係る契約	R8～R12	6,755
行政事務用機器賃貸借に係る契約	R8～R12	336
ストレスチェック業務委託に係る契約	R8～R9	202

4 水道事業会計

議案第26号関係

令和7年度当初予算項目（水道事業会計）

（単位：千円）

項 目	令和6年度 当初予算額 (A)	令和7年度 当初予算額 (B)	増減額 (B)-(A)	説 明
（収益的收入）				
水道事業収益	9,908,648	9,821,381	△87,267	
営業収益	8,907,800	8,902,058	△5,742	給水収益 8,897,631 その他営業収益 4,427
営業外収益	1,000,848	919,323	△81,525	受取利息 15,430 他会計補助金 46,882 受託工事収益 1,097 長期前受金戻入 854,952 雑収益 962
（収益的支出）				
水道事業費用	9,893,116	10,316,319	423,203	
営業費用	9,580,960	10,103,106	522,146	原水及び浄水費 3,294,817 配水費 886,867 業務費 357,921 総係費 553,895 減価償却費 4,621,063 資産減耗費 388,543 （営業費用の主な内訳） ・人件費 927,935 ・委託料 999,495 ・動力費 1,122,395 ・負担金 758,413
営業外費用	310,156	211,213	△98,943	支払利息及び企業債取扱諸費 159,616 消費税及び地方消費税 50,000 受託工事費 1,097 雑支出 500
予備費	2,000	2,000	—	
収益的収支差	15,532	△494,938	△510,470	
純損益（税抜き）	△319,338	△815,733	△496,395	
資本的收入				
企業債	2,928,770	3,265,020	336,250	
補助金	2,500,000	900,000	△1,600,000	企業債 900,000
出資金	217,897	1,172,466	954,569	国庫補助金 1,162,091 他会計補助金 10,375
負担金	60,873	1,183,402	1,122,529	他会計出資金 1,183,402
長期貸付金償還金	—	9,152	9,152	工事負担金 9,152
償還金	150,000	—	△150,000	
資本的支出	9,183,786	10,366,066	1,182,280	
建設改良費	7,670,198	9,235,093	1,564,895	業務設備及び改良費 263,888 北勢水道改良費 2,961,543 中勢水道改良費 3,938,207 南勢水道改良費 2,010,850 長良川河口堰水源費 60,605
償還金	1,513,588	1,130,973	△382,615	企業債償還金 1,121,140 国庫補助金等返還金 9,833
資本的収支差	△6,255,016	△7,101,046	△846,030	

主な重点項目

水道施設改良事業

予算額 9,069,869千円
 (11,512,685千円 ※R6年度2月補正予算含みベース)
 (対前年度比 +53.4%)

水道用水を安定的に供給できるよう、北中勢および南勢志摩水道用水供給事業において、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新を計画的に行うとともに、北中勢水道用水供給事業にかかる取水・導水施設の整備を進めます。

ア 耐震化 1,625,963千円
 (2,191,250千円 ※R6年度2月補正予算含みベース)

・長谷調整池敷地造成工事（多気町） 他

イ 老朽化対策 2,736,235千円

・播磨浄水場薬品注入設備改良工事（桑名市） 他

ウ その他（配水運用の強化など） 4,707,671千円
 (6,585,200千円 ※R6年度2月補正予算含みベース)

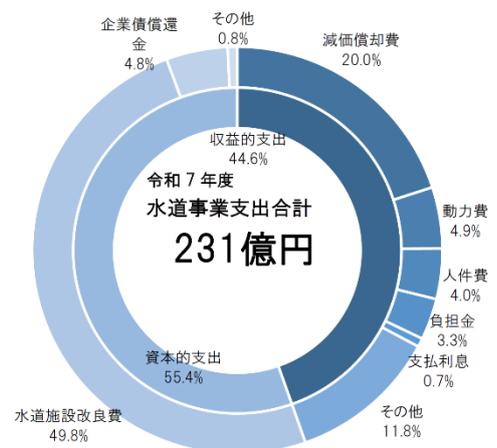
・長島導水ポンプ所建築工事（桑名市） 他

令和7年度当初予算の特徴（水道事業）

●安全・安心で安定した水道用水の供給

施設改良計画に基づき、耐震化・老朽化対策工事及び取水・導水施設の整備等を実施（対前年度比+53.4%）

(百万円・%)				
	令和6年度 (A)	令和7年度 (B)	増減額 (C)=(B)-(A)	増減率 (C)/(A)
収益的支出 (D)	9,893	10,316	423	4.3
減価償却費	4,617	4,621	4	0.1
動力費	1,212	1,122	▲90	▲7.4
人件費	822	928	106	12.9
負担金	772	758	▲13	▲1.7
その他	2,470	2,887	416	16.9
資本的支出 (E)	9,184	12,809	3,625	39.5
施設改良費	7,507	11,513	4,006	53.4
企業債償還金	1,490	1,121	▲369	▲24.7
その他	187	175	▲12	▲6.5
支出合計 (D)+(E)	19,077	23,125	4,048	21.2



※令和7年度については、令和6年度2月補正予算を含んでいます。

※四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

5 工業用水道事業会計

議案第27号関係

令和7年度当初予算項目（工業用水道事業会計）

（単位：千円）

項 目	令和6年度 当初予算額 (A)	令和7年度 当初予算額 (B)	増減額 (B)-(A)	説 明
（収益の収入）				
工業用水道事業収益	6,341,854	6,139,955	△201,899	
営業収益	5,959,527	5,776,465	△183,062	給水収益 5,516,999 その他営業収益 259,466
営業外収益	382,327	363,490	△18,837	受取利息 12,301 他会計補助金 6,984 受託工事収益 2,000 長期前受金戻入 339,012 雑収益 3,193
（収益の支出）				
工業用水道事業費用	6,561,919	6,652,494	90,575	
営業費用	6,278,988	6,413,103	134,115	原水及び浄水費 2,303,834 配水費 436,729 業務費 259,330 総係費 460,764 減価償却費 2,845,423 資産減耗費 107,023 （営業費用の主な内訳） ・人件費 577,903 ・委託料 664,524 ・動力費 533,752 ・負担金 1,231,422
営業外費用	280,931	237,391	△43,540	支払利息及び企業債取扱諸費 184,891 消費税及び地方消費税 50,000 受託工事費 2,000 雑支出 500
予備費	2,000	2,000	—	
収益の収支差	△220,065	△512,539	△292,474	
純損益（税抜き）	△421,535	△700,868	△279,333	
資本的収入				
企業債	2,412,422	2,770,476	358,054	
補助金	2,000,000	2,340,000	340,000	企業債 2,340,000
出資金	61,900	52,200	△9,700	国庫補助金 52,200
負担金	304,927	326,253	21,326	他会計出資金 326,253
負担金	45,595	52,023	6,428	工事負担金 52,023
資本的支出				
建設改良費	6,052,744	7,816,192	1,763,448	
償還金	4,732,765	6,519,187	1,786,422	業務設備及び改良費 272,451 北伊勢工業用水道改良費 4,735,825 中伊勢工業用水道改良費 334,307 松阪工業用水道改良費 970,350 長良川河口堰水源費 206,254
償還金	1,219,979	1,197,005	△22,974	企業債償還金 1,195,786 国庫補助金等返還金 1,219
投資	100,000	100,000	—	投資 100,000
資本的収支差	△3,640,322	△5,045,716	△1,405,394	

主な重点項目

工業用水道施設改良事業

予算額 6,157,425千円
(対前年度比 +39.9%)

工業用水を安定的に供給できるよう、北伊勢、中伊勢および松阪工業用水道事業において、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新を計画的に行います。

ア 耐震化 861,080千円

・新屋敷取水所配水池築造工事（松阪市） 他

イ 老朽化対策 3,972,584千円

・内径1600・1800 耗制水弁設置工事（四日市市） 他

ウ その他（配水運用の強化など） 1,323,761千円

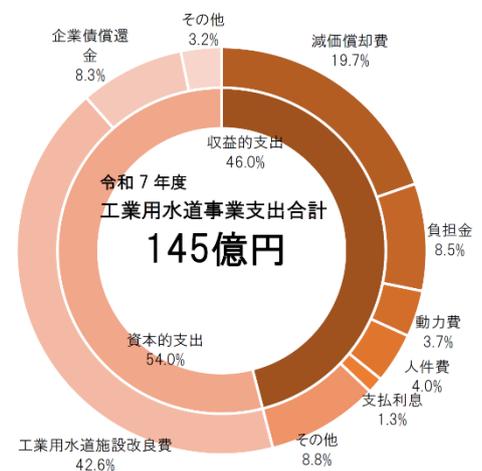
・内径1200 耗配水管推進工事（四日市市） 他

令和7年度当初予算の特徴（工業用水道事業）

●安全・安心で安定した工業用水の供給

施設改良計画に基づき、耐震化・老朽化対策工事等を実施（対前年度比+39.9%）

(百万円・%)				
	令和6年度 (A)	令和7年度 (B)	増減額 (C) = (B) - (A)	増減率 (C) / (A)
収益的支出 (D)	6,562	6,652	91	1.4
減価償却費	2,820	2,845	25	0.9
負担金	1,369	1,231	▲137	▲10.0
動力費	602	534	▲68	▲11.3
人件費	528	578	50	9.4
その他	1,243	1,464	221	17.8
資本的支出 (E)	6,053	7,816	1,763	29.1
施設改良費	4,400	6,157	1,757	39.9
企業債償還金	1,205	1,196	▲9	▲0.8
その他	447	463	16	3.5
支出合計 (D) + (E)	12,615	14,469	1,854	14.7



※四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

強靱な水道及び工業用水道の構築

予算額 17,670,110 千円

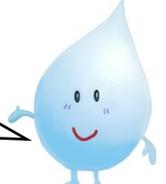
【問い合わせ先】

水道事業課
工業用水道事業課

224-2833
224-2835

大規模地震などによる被災を最小限にとどめられるよう、施設の耐震化をより一層進めます。
また、将来にわたり水道用水及び工業用水を安定して供給できる状態を維持するため、老朽化対策等に取り組み、強靱な水道及び工業用水道の構築をめざします。

水でくらしを
支えます！



企業庁マスコットキャラクター『みずたまくん』

耐震化

予算額 3,052,330 千円

水道 2,191,250 千円
工水 861,080 千円

南海トラフ地震などの大規模地震が発生した場合にも、被災を最小限にとどめることができるよう、主要施設等の耐震化を進めます。

【主な工事等】

- 水道：長谷調整池敷地造成工事（多気町）
- 工水：新屋敷取水所配水池築造工事（松阪市）

建設予定の配水池（既存）



老朽化対策

予算額 6,708,819 千円

水道 2,736,235 千円
工水 3,972,584 千円

将来にわたり水道用水及び工業用水を安定して供給できるよう、主要施設等の老朽化対策を進めます。

【主な工事等】

- 水道：播磨浄水場薬品注入設備改良工事（桑名市）
- 工水：内径 1600・1800 耗制水弁設置工事（四日市市）

工事の施工例
（制水弁設置工事）



その他（配水運用の強化など）

予算額 7,908,961 千円

水道 6,585,200 千円
工水 1,323,761 千円

施設の風水害対策を進めるとともに、県が策定した整備計画に基づき、水道事業において取水・導水施設の整備等を実施します。

【主な工事等】

- 水道：長島導水ポンプ所建築工事（桑名市）
- 工水：内径 1200 耗配水管推進工事（四日市市）

建築予定の施設
（長島導水ポンプ所）



持続可能な事業運営への取り組み

- AI 技術を活用した管路の劣化状況診断業務

予算額 18,703 千円

- 次期施設改良計画策定のためのアセットマネジメント修正業務

予算額 55,004 千円



配水管推進工事の施工例



※下線部は R6 年度 2 月補正含みベース

Ⅱ 令和6年度2月補正予算（その2）について

今回の補正予算は、人事委員会勧告等に鑑み、給与改定に係る増額補正を行うものです。

1 水道事業会計【議案第10号関係】

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正項目	
収益的 収支	収入	9,908,122	-	9,908,122		
	支出	9,855,199	22,597	9,877,796	原水及び浄水費	7,101
					業務費	9,247
					総係費	6,249
	収益的収支差	52,923	△22,597	30,326		
純損益（税抜き）	△284,598	△22,597	△307,195			
資本的 収支	収入	3,635,949	-	3,635,949		
	支出	10,389,171	2,872	10,392,043	北勢水道改良費	1,545
					中勢水道改良費	642
					南勢水道改良費	685
資本的収支差	△6,753,222	△2,872	△6,756,094			
支出計	20,244,370	25,469	20,269,839			

2 工業用水道事業会計【議案第11号関係】

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正項目	
収益的 収支	収入	6,380,181	-	6,380,181		
	支出	6,698,694	13,783	6,712,477	原水及び浄水費	675
					業務費	6,344
					総係費	6,764
	収益的収支差	△318,513	△13,783	△332,296		
純損益（税抜き）	△493,745	△13,783	△507,528			
資本的 収支	収入	2,377,207	-	2,377,207		
	支出	5,692,983	4,340	5,697,323	北伊勢工業用水道改良費	3,743
					中伊勢工業用水道改良費	310
					松阪工業用水道改良費	287
資本的収支差	△3,315,776	△4,340	△3,320,116			
支出計	12,391,677	18,123	12,409,800			

Ⅲ 令和6年度最終補正予算について

1 水道事業会計【議案第86号関係】

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正項目	
収益的 収支	収 入	9,908,122	△12,434	9,895,688	給水収益	△32,486
					その他営業収益	△178
					受取利息	4,877
					他会計補助金	4,339
					受託工事収益	△2,090
					長期前受金戻入	△14,153
					雑収益	27,257
	支 出	9,877,796	295,991	10,173,787	原水及び浄水費	160,707
					配水費	139,244
					業務費	35,983
総係費					34,949	
減価償却費					△30,691	
資産減耗費					△46,841	
支払利息及び企業債取扱諸費					491	
受託工事費					△2,090	
雑支出	4,239					
収益的収支差	30,326	△308,425	△278,099			
純損益(税抜き)	△307,195	△330,423	△637,618			
資本的 収支	収 入	3,635,949	△1,305,488	2,330,461	企業債	△1,300,000
					他会計補助金	△1,853
					他会計出資金	△3,635
	支 出	10,392,043	△8,596	10,383,447	業務設備及び改良費	△19,382
					北勢水道改良費	△44,868
					中勢水道改良費	132,011
南勢水道改良費					△72,723	
長良川河口堰水源費	△3,634					
資本的収支差	△6,756,094	△1,296,892	△8,052,986			

【収益的収支】

(収 入) △12,434千円

収入についての補正は12,434千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

○給水収益 △32,486千円

北中勢水道用水供給事業の使用水量の減

○雑収益 27,257千円

漏水に伴う保険金収入の増

(支 出) 295,991千円

支出についての補正は295,991千円の増額となり、主な内容は以下のとおりです。

○原水及び浄水費 160,707千円

○配水費 139,244千円

修繕引当金取崩額の精査による修繕費などの増

(純損益)

純損益については、収益的収入及び支出の補正により、637,618千円の純損失となる見込みです。

【資本的収支】

(収 入) △1,305,488千円

収入についての補正は1,305,488千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

○企業債 △1,300,000千円

起債対象工事の精査による減

(支 出) △8,596千円

支出についての補正は8,596千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

○北勢水道改良費 △44,868千円

送水管布設替工事に係る契約額の確定などによる減

○南勢水道改良費 △72,723千円

沈砂池耐震補強及び浸水土砂対策工事に係る契約額の確定などによる減

2 工業用水道事業会計【議案第87号関係】

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の予算額	補正項目	
収益的 収支	収 入	6,380,181	18,987	6,399,168	給水収益	31,220
					その他営業収益	△12,374
					受取利息	3,054
					他会計補助金	1,508
					受託工事収益	△18,616
					長期前受金戻入	7,150
					雑収益	7,045
	支 出	6,712,477	△132,071	6,580,406	原水及び浄水費	△117,765
					配水費	△42,813
					業務費	12,503
総係費					29,260	
減価償却費					10,946	
資産減耗費					△5,869	
支払利息及び企業債取扱諸費					283	
受託工事費	△18,616					
収益的収支差	△332,296	151,058	△181,238			
純損益(税抜き)	△507,528	130,539	△376,989			
資本的 収支	収 入	2,377,207	△239,494	2,137,713	企業債	△200,000
					他会計出資金	△12,366
					工事負担金	△27,128
	支 出	5,697,323	△376,873	5,320,450	業務設備及び改良費	△8,268
					北伊勢工業用水道改良費	△290,381
					中伊勢工業用水道改良費	△3,645
				松阪工業用水道改良費	△62,214	
				長良川河口堰水源費	△12,365	
資本的収支差	△3,320,116	137,379	△3,182,737			

【収益的収支】

(収入) 18,987千円

収入についての補正は18,987千円の増額となり、主な内容は以下のとおりです。

○給水収益 31,220千円

北伊勢工業用水道事業などの超過水量の増

○受託工事収益 △18,616千円

水管橋耐震測量設計業務委託の計画変更による減

(支出) △132,071千円

支出についての補正は132,071千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

○原水及び浄水費 △117,765千円

ダム管理費負担金の減による負担金などの減

○配水費 △42,813千円

電気料金の支出見込額の減による動力費などの減

(純損益)

純損益については、収益的収入及び支出の補正により、376,989千円の純損失となる見込みです。

【資本的収支】

(収入) △239,494千円

収入についての補正は239,494千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

○企業債 △200,000千円

起債対象工事の精査による減

(支出) △376,873千円

支出についての補正は376,873千円の減額となり、主な内容は以下のとおりです。

○北伊勢工業用水道改良費 △290,381千円

配水管推進工事に係る計画変更などによる減

○松阪工業用水道改良費 △62,214千円

配水管布設工事に係る契約額の確定などによる減

【議案補充説明】 議案第 59 号

IV 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部 を改正する条例案について

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する令和 6 年 10 月 16 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の配偶者に係る扶養手当の廃止に関する改正等を行うものです。

2 改正内容

- (1) 一般職に属する職員の扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止します。
- (2) 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大します。
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当等を支給することとします。

3 実施期日

令和 7 年 4 月 1 日

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年二月十七日

三重県知事 一見勝之

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第一条 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	<p>(扶養手当)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第五条の二第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、管理者が定める月額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第十条の二 (略)</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前条の手当</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</p> <p>二 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第四条の三 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第五条の二第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、管理者が定める月額を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第十条の二 (略)</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前条の手当</p>

<p>2 (略)</p> <p>の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間(週休日又は休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第二十五条 第四条、第十一条及び第十七条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第二十五条 第四条、<u>第四条の三</u>、<u>第十一条</u>、<u>第十三条</u>及び<u>第十七条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>
<p>改正後</p> <p>附則</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 新条例第四条、第十一条及び第十七条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p>改正前</p> <p>附則</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 新条例第四条、<u>第四条の三</u>、<u>第十一条</u>、<u>第十三条</u>及び<u>第十七条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>

(企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(令和四年三重県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

- 附則
- この条例は、令和七年四月一日から施行する。
 - 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第四条第一項の扶養親族については、第一条の規定による改正後の同条例第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

人事委員会の議会及び知事に対する令和六年十月十六日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の配偶者に係る扶養手当の廃止に関する改正等を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。